

平成27年度第2回平塚市行政改革推進委員会議事録
(自治会館等整備助成事業)

開催日時 平成27年8月23日(日) 12:40～13:50
場 所 ひらつか市民活動センター会議室
出席委員 諸坂委員長、久世副委員長、芦川委員、出雲委員、露木委員、常盤委員
出席者 井上副市長、石黒副市長、企画政策部長、財政課長
企画政策課(課長、課長代理、主査、主任)
協働推進課(課長、課長代理、主査)、中央公民館(館長代理)
傍聴者 21人
ネット中継視聴者 4人
議 題 事業評価(自治会館等整備助成事業)

【委員長】

「自治会館等整備助成事業」について、初めに事務局から選定理由等について説明をお願いします。

【事務局】

選定理由等を説明。

【委員長】

次に所管課から事業のプレゼンテーションをお願いします。

【協働推進課(事業所管課)】

資料に基づき、事業について説明。

【委員長】

事業所管課と事務局から説明がありましたので、質疑応答に入ります。質問、議論等がありましたらお願いします。

【A委員】

自治会自体が法人組織となっていて、その自治会名義となっている自治会館がどのくらいの割合か。法人組織となっていない個人所有となっている自治会館があると思うが、そこに補助金を支出することについて法的な問題はないのか。

また、現在、自治会から申請があれば、自動的に助成しているのかそれとも市で精査を行っているのか、助成の流れを知りたい。

【協働推進課】

法人組織となっている自治会は22団体です。そのうち、登記されているのは、18の建物です。したがって、それ以外の自治会館は登記されていない状態です。

申請までのプロセスの質問については、要綱で助成対象が決まっていますので、自治会から話を聞いたうえで、判断しています。市の予算を準備する関係がありますので、修繕や新設をする前年度に要望を受け、要望に則って予算要求しています。

登記していない建物についても自治会館として利用されていることが周知の事実であるため、助成の対象としています。

【A 委員】

平塚市のホームページを見ると自治会についても法人格を持つようにアピールしているように見受けられるが、自治会の法人化に向けた取組について、どのように考えているのか。自治会の判断に委ねているのか。それとも積極的に進めようとしているのか。

【協働推進課】

法人化することによるメリットは、様々なものがあり、例えば市以外の助成金をもらうことができる場合もあります。ただ、法人化を絶対に進めなければならないということではなく、自治ということもありますので、自治会の意向を最優先に考えています。

【C 委員】

自治会や町内会は、重要な公共的な団体であると考えている。また、自治会館についても地域課題の解決のために活用されているほか、災害や防災の一時避難所として市も位置づけをしており、必要性があることは認識している。一方で、人口減少社会や高齢化など社会環境が変わってきている。

現在、123自治会で自治会館を持っている一方で、新設希望は少なくなってきており、充足されてきている感じがする。このような中で削減や廃止も考えられるが市としてどのように考えているか。

あわせて、自治会、町内会に対する総体的な市の考え方をうかがいたい。

また国、県や特殊法人などで、自治会館や自治会に対する助成があるのかうかがいたい。あるのであれば積極的にPRして、活用していくことも考えられるが見解をうかがいたい。

【協働推進課】

新設の希望が少ないことは事実ですが、現在自治会館を持っている自治会が建替えを行うことは多いため、市としてこの制度を今廃止することは難しいと考えています。

また、国や県などの補助制度については、一般財団法人自治総合センターで宝くじの収益金を利用した還元事業としてコミュニティセンターに対する補助があり、法人格を持っている自治会であれば申請することができます。申請が通れば、多額の補助を受けることができますが、神奈川県内で年間3団体程度にとどまっており、利用できる確率は低い制度になっています。いずれにしても、市以外の制度の活用も積極的にPRしていくことは必要であると考えています。

自治会については、市とのパイプ役、地域の核となる団体であると考えていますので、この制度はその支援をする1つであると考えています。

自治会館については、新設が連合会1つ、単位自治会1つとなっており、新設がなくなってきている事実はあります。ただ、新たに開発された地区では、自治会館を整備されることもあり、その辺を頭に置きながら全くの新設が必要であるか否かは考える必要があると考えています。

自治会については、回覧板での情報提供など市とのパイプ役として重要であるほか、附属機関の委員を務めていただくなど市政への貢献も大きいことから、今後も連携を深めていく必要があると考えています。また、地域の課題は市民の力で解決していただくために、市民活動を地域活動の中に取り込んでいく必要もあり、その拠点として自治会館を活用していくこともできると考えています。

【D 委員】

平成24年度に予算額が多いが、これは地震の後の防災倉庫の整備などを市が働きかけた結果であると思うがどうか。

また、自治会の加入率はどの程度なのか。

最後に、自治会館を建てた後に固定資産税等は徴収しているのか。

【協働推進課】

平成24年度は新築物件が1件あったことによるもので、それを除くと突出して多いということではありません。また防災倉庫を積極的に作るように協働推進課から働きかけたことはありません。

加入率は、平成27年4月1日時点で75.2%です。

固定資産税については、減免となっています。

【B 委員】

50%を補助の基準としている理由はなぜか。他市では、異なる補助率を採用している事例もある。

また、賃貸契約の自治会館はないのか。

最後に、特に新しい自治会館を建てようとした場合には、補助があったとしても、土地購入も含め多額の経費が自治会にもかかると思うが、自治会はどのようにして集めているのか。

【協働推進課】

50%補助の基準についてですが、本市の補助金について定めた中で、上限を50%にしています。

自治会館の所有については、自治会名義で所有しているもののほか、寺社で所有している社務所を活用している事例や集合住宅の集会所を活用している事例もあり、借りているケースもあります。賃貸する場合の賃借料はこの補助制度の中では定めていません。

【B 委員】

借りている場合には、その都度使用料を払うのか。それとも一か月を通して借りて賃料として支払っているケースもあるのか。

【協働推進課】

賃貸借契約を結んで、月々の賃料を払っているケースはありません。

【B 委員】

所有するか、1回当たりの使用料を定めて借りるかのいずれかということによいか。

【協働推進課】

神社等から無料で借りているケースもあると推察します。

最後の御質問のいただいた地域でのお金の集め方については、多くの自治会で積み立てを行っており、お金が集まった段階で総会にかけて、総会の了承を得られた段階で建設を行うということになります。

【B 委員】

利子補給の仕組みもあるが、これは例外的な制度で、基本的にはお金が貯まった段階で建設を行うということによいか。

【協働推進課】

利子補給についても50%の補助となっており、それほど多額の補助を得られるものではありません。また、平塚信用金庫と農協に限った制度であり、現在利率が低いため、他で借りた方が安いということもあり、この制度を使わずに実施している自治会もある

と聞いています。

【委員長】

一般論として、補助金交付は上限が50%と決まっており、100%補助は、そもそも論として「補助」ではなくなってしまう。

自治会の「自治」に全てを委ねているという説明であったが、「自治」というのは何をやっても良いということではない。例えば地方公共団体であれば、憲法92条で「地方自治の本旨に基づいて法律で定める。」となっている。いわゆる住民自治や団体自治であっても、「法律」に基づいて実施されなければならない。地方自治体であれば地方自治法がそれである。

平塚市の自治行政については、平塚市に意思決定権限があるので、平塚市が意思決定したルールの上で、自治会に「自治」が認められると判断されなければならない。極端な話ではあるが、自治会が豪華な自治会館を作りたいとなった場合に、自治会が半額を集めれば市が半額を補助するとなると、これは本末転倒な議論で、市の方でもある程度のルールや方針を作っておく必要がある。

他方、現在自治会館を所有する自治会は半数にとどまっている。そうすると自治会館を持っていない自治会は、行政との自治推進、協働の推進に後ろ向きなのかと考えると必ずしもそうではないと思う。

説明の中では、自治基本条例に基づき、自治や協働の推進のためには自治会館が必要であると言っているが、それでは、自治会館がなければ「自治」ができないのかという話になる。が、公民館や別の場所を借りている自治会もあり、それが半数もある。また、逆に自治会館を持っている自治会は、持ってない自治会よりも成熟した自治を行っているのかという話になるが、これもピントのずれた議論だと思う。

そうすると自治会館は「自治」のための必須のアイテムではないと考える。そして、その上で、所有していれば、必然的に維持管理コストもかかってくる。一方で全国的に財政が逼迫している状況である。市としての明確なビジョンが必要であると思うので、所管と事務局の双方から考えを聞きたい。

【協働推進課】

自治会館がなければ自治会の運営ができないかと言われればそうではないと思います。ただ、防災の一時避難所などとしての必要性は高いと考えています。

また、自治会館の分布を見ると調整区域など市の西部にかなり多くの自治会館がある。他の施設がない地域であり、地域のコミュニティとして自治会館が必要であると考えます。自治会においても地域性や人口の分布、活動の内容などを総合的に勘案して、自治会館の必要性を考えています。

したがって、必須ではないけれど、場合によっては、必須になると考えます。共助の

観点から考えると防災上はかなり必要性が高いと考えます。災害の際には、情報の収集の拠点にもなりますので、一概にいらぬとは言えません。

【委員長】

平均使用率37.5%であるという現実と説明が矛盾する気がするが。

【協働推進課】

利用率が低い地域は、広い範囲に点在する集落ごとに自治会館があり、人口が少ないため、市民活動や地域活動を行う団体が少ない状態です。1つの自治会館で活動を行う回数が少なくなるため、利用率が低くなってしまっていますが、そういう地域が逆に防災上は必要性が高い地域になります。

【委員長】

防災上の問題は重要であると思う。防災上の視点から自治会館が重要であるということであるならば、自治会館がない地域に対しては、どのような対応をしているのか伺いたい。が、そもそも所管が違うのでは。

【協働推進課】

災害対策課が所管です。ただ、自治会と自主防災組織がほぼイコールの組織であり、そもそも防災倉庫を設置する際の補助を自治会館の事業の中で行っていることもあります。

また、共助の拠点という考えが東日本大震災後に強く打ち出されてきたという経緯もあり、防災倉庫の整備率は約9割で、公園に設置されているところもあれば、自治会館に併設されているところもあります。

【委員長】

防災倉庫については、ほぼ全ての自治会で整備されており、自治会館を持っている自治会の一部が自治会館に併設して設置しているということであれば、防災倉庫を残せば、自治会館をなくしてもよいという選択肢もある。

【協働推進課】

情報収集の拠点として活用することもあります。

【委員長】

自治会館のない自治会では情報収集はどのように行っているのか。

【協働推進課】

公民館などが拠点となっています。

【委員長】

極端に言えば、自治会館を潰しても公民館が拠点になる。

【協働推進課】

極端に言えば、その通りですが、自治会館があれば、きめ細かく共助を進めることができます。

【委員長】

プレゼンテーションの中でもう少しきめ細かな説明がほしかった。例えば、人口密度、人口増減、高齢化の進捗状況、自治会館の設置分布・稼働率、津波のリスクなどをクロス的に集計していくと自治会館の統廃合や必要性の有無・当否が検討できるのではないか。もし、時間の関係で説明できなかつたのであれば、説明してほしい。

【協働推進課】

平塚市自治会連合会には、231の単位自治会があるが、それぞれの条件が違う中で活動を行っています。一方で、財政状況が厳しいのは承知しており、自治会とも話し合っていく必要があると考えています。

【財政課長】

現在、財政が厳しい状況であります。例えば、市税は平成19年度が471億円でしたが、平成25年度決算には429億円まで減っています。歳出では、社会保障費のうち扶助費は平成19年度には126億円でしたが、平成25年度決算には202億円まで増えています。

このような中でいかに市民の幸せを作っていくかということになります。自治基本条例の「お互いに支え合い誰もが安心して安全に暮らすまち」を受けて、自治会館の整備を進めているという説明がありましたが、どういう手法が最もリーズナブルに目的を達成することができるかということを考えながら、厳しい財政状況の中で市民の幸せを考えていかなければいけないと考えています。

午前中にも、全ての施設が必要なのか統廃合して経費を削減できないのかという議論がありましたが、目的に対してどのような手法をとるのが最も効率的かを考えながら予算編成を進めることが行革につながると考えています。

【委員長】

今の説明では年間5～6億円ほど債務が膨らんでいるという状況である。そういう状況を踏まえ、少し高い次元から見て、全体のバランスの中で、ここにどの程度のお金を費やすべきかを検討しなければならない。

【副委員長】

公民館と自治会館のハード的な違いは何か。

【中央公民館】

自治会館は調理室などを備えておらず、会議機能のみであると考えますが、公民館の場合には、公民館事業を行うための設備があります。

【副委員長】

兼ねることができるのか。

【中央公民館】

自治会館を持っていない自治会では会議に公民館を使っているので、兼ねることはできると思います。

【副委員長】

ブロックごとに公民館があると考えてよいか。

【中央公民館】

2ブロックで1館のところがありますが、基本的にはその通りです。

【委員長】

それでは評価を行います。

現行どおり0人、事業内容の見直し6人、国・県0人、廃止0人となりました。

◎各委員の評価理由

【D委員】

自治会館の使用が偏っているのではないかと。また、それぞれの自治会ごとに活動に差があるので、自治会の活動ごとに按分をして出していくことが自治会を育てていくことになる。世帯数と利用率などを考え、平等に分けていくことが仕事ではないかと。

【A委員】

建て替えなどの申請があった場合には、他の自治会館との統廃合も含め市として積極

的に関与してほしい。場合によっては自治会を説得することがあってもよい。これによって、助成の対象の自治会を絞ることによって財政負担が減るのではないか。

他に修繕の場合に3万円以上のものを対象としているが、実績を見ると1件当たり平均20～30万円となっている。そうすると10万とか15万とか助成の最低基準は引き上げてもよいのではないか。